

議案第 5 2 号

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(山陽小野田市水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条中「、第 7 条、第 1 7 条」を「及び第 1 7 条」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第 2 条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年山陽小野田市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「、第 7 条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 5 2 号 参考資料

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後	改正前
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第 2 4 条 第 6 条及び第 1 7 条の規定は、地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第 2 4 条 第 6 条、第 7 条、第 1 7 条の規定は、地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第２条関係）

改 正 後	改 正 前
附 則 （山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第５条 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第６条及び第１７条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 （山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第５条 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第６条、<u>第７条</u>及び第１７条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

